

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第130号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第35条第1項第6号を次のように改める。

(6) 契約不適合責任

第53条の見出しを「(担保責任の特則等)」に改め、同条第1項中「相手方は」の右に「、民法第566条本文(同法第559条本文において準用する場合を含む。 )又は同法第637条第1項の規定にかかわらず」を加え、「売買又は仕事の」を削り、「かしについて、民法第570条において準用する同法第566条第1項又は同法第634条第1項及び第2項前段に規定する」を「種類又は品質に関する」に、「負わなければならない」を「負うものとする」に改め、同条第2項中「契約の相手方が前項の義務を履行しない場合」を「民法第563条第1項又は第2項第2号(これらの規定を同法第559条本文において準用する場合を含む。 )に規定するとき」に改める。

第58条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市契約事務規則第53条及び第58条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

(行財政局財政部契約課)